

庁舎整備要求水準書

(木更津駅周辺庁舎整備事業に関する市場調査)

(1) 施設設計の要求水準

① 共通事項

(ア) 構造

- a 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における構造体の耐震安全性の分類はⅠ類、建築非構造部材の耐震安全性の分類はA類、建築設備の耐震安全性の分類は甲類とする。

(イ) 環境

- a 官庁施設の環境保全性基準に基づき、建築環境総合性能評価システム（CASBEE）により建築物の環境効率（BEE値）が1.5以上となること。
- b 建築物のエネルギー消費性能の水準として「ZEB Ready」相当以上とすること。
- c 再生資源を活用した建材や再生利用・再使用可能な建材の採用、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与すること。
- d 快適な室内環境確保やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気清浄度を満たす換気システムとすること。

(ウ) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- a 木更津市庁舎では、ユニバーサルデザインの理念に基づき、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、全ての利用者が快適・安全に利用できる十分な性能を確保すること。
- b 各種設備器具・手摺等は、高齢者、障がい者にも十分配慮した使いやすい設計とすること。
- c 本施設のサイン、言語は、ユニバーサルデザインの概念に沿った、誰もが一目見て理解でき、高齢者、障がい者、外国人等にも情報の共有化が図られ、わかりやすい明瞭なものを適切な場所に設置すること。
- d 車いす利用者同士がすれ違いできるような幅員等を確保すること。また、多数の車いす選手の移動円滑化などにも十分に配慮すること。
- e 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」第10条に適合する施設とすること。
- f 「千葉県福祉のまちづくり条例」第14条に適合する施設とすること。

(エ) 仕上げ

- a 庁舎としてふさわしい色彩とすること。
- b 内外装の資材には、可能な範囲で県産材の利用を積極的に行うこと。
- c 内外装仕上げ、細部は、供用開始後の維持管理コストの低減に十分配慮すること。
- d 各諸室の床・壁・天井は、適切な機能性（耐久性、耐衝撃性、吸音性能、抗菌性等）を有し、かつ経済性、メンテナンス性に配慮したものとすること。
- e 断熱性能を有する壁、屋根構造等を考慮し、室内の結露防止、防カビ対策を行うこと
- f 人体への安全性、快適性が損なわれない建築材料を使用すること。

(オ) 動線

- a 市職員が夜間や休日に利用できる独立した動線を確保すること。
- b 市長や来賓が利用できる専用動線を確保すること。

(2) 各施設・各諸室の要求水準

① 各施設・各諸室の要求水準

(ア) 執務エリア

- a 床壁天井の仕上げを行った上、基本的な照明、空調を整備すること。
- b 今後のレイアウト変更も容易に行えるように、フリーアクセスフロアとすること。
- c 執務が出来る明るさが確保できる照度とすること。

(イ) トイレ

- a 利用者数に応じた男女トイレ・洗面設備を設置することとし、施設には多目的トイレも設置すること。
- b 市職員、来庁者のどちらもが使用しやすい位置とすること。
- c 感染症対策に配慮した機器を採用すること。

(ウ) 給湯室

- a 来庁者動線からは離れた場所に設置すること。

② 電気設備計画の要求水準

(ア) 基本的事項

- a 環境、省エネルギーに配慮した材料、器具等の採用を積極的に行うこと。
- b 衛生面に配慮しつつ、可能な限り自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の低減について十分配慮した整備とすること。
- c 太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備を導入すること。

(イ) 電灯・コンセント設備

- a 照明器具、コンセント等の配管配線及び幹線を敷設すること。
- b 非常用電源設備（72時間対応）を設置すること。
- c 電力2系統を確保すること。
- d 照明器具は、用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うこと。照度は、用途と適性を考慮して設定すること。

③ 空気調和設備計画の要求水準

(ア) 基本的事項

- a 気温、気候等の屋外条件の変化や人数・使用時間・利用内容等、使用形態の変化等に対応できる空調システムとすること。

(イ) 空調設備

- a 各空調機のシステム及び型式は、空調負荷や換気量等を考慮して、適正な室内環境を維持することができるものとする。

④ その他設備の要求水準

(ア) エレベーター設備

- a 利用者数の想定に応じた規模のエレベーターを設置すること。